

神戸の冬を支える会

にゆすれたー

<第22号> 2003年 10月

発行：神戸の冬を支える会 (Tel&Fax:078-271-7248 e-mail:kobe-fuyu@nifty.com)

〒650-0004 神戸市中央区中山手通1-28-7 カトリック神戸中央教会内

NGO（民間支援団体）としての今後と問われる主体

9月にずれ込んだ残暑のせいか朝夕と急に寒さを感じ、夜まわりでも毛布やジャンパーを持ってきてないかと尋ねられます。神戸市が8月25日に行った「ホームレス一斉調査」(毎年8月下旬に実施)によると、市内全域の野宿者数は昨年287人から今年325人で再び増加傾向を示しています。最も市側の評価では「概ね横ばいで推移」の範囲らしいです。しかし、神戸市において横ばい状態の傾向にあるということは、兵庫県下市町村でも同じような傾向にあると考えて間違いのないと思います。

このような中、昨年7月末に国の「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」が国会で可決され、各自治体による実態調査が今年1～2月に行われ、それを受けて7月31日には国の「基本方針」が発表されました。そして、現在、各都道府県や市町村レベルでの「実施計画」が策定されつつあります。

この「自立支援法」は、法案の段階から「公園や河川敷からの排除の根拠に使われる」などの支援側からの危惧も出され、また「自立支援センター」を有する大都市圏とそれを有しない地方都市の支援者と賛否の分かれるものでした。その後、「基本方針」の段階で支援側の意見により若干の修正はあったもののほとんど国の方針通り進められています。

国の進める「自立支援法」の実施で、人が野宿に至ってしまう状況が急に解決したり、野宿状態から脱してゆく道すじが急に明確になるとは思えません。が、この法は「ホームレスの自立の支援等を行う民間団体との連携」も同時に謳っており、「実施計画」策定段階での協議会開催や行政との情報交換、また「実施」段階での民間への業務委託などの可能性も含んでいます。

今、神戸の冬を支える会も民間支援団体としてどういう支援のあり方を目指して行くのか、行き届かない行政に物申すだけでなく実際に有効な支援策を行うことができる民間としての主体が問われてきています。

共同代表 森山一弘

「基本方針」が策定された今、……

昨年制定された「ホームレスの自立支援等に関する特別措置法」に従い、今年初め全国調査が行われました。その調査の結果（概数調査・実態調査）については、3月に発行した「にゅうすれたー」21号でも全都道府県別と兵庫県下の主な自治体の概数を掲載しました。その後、厚生労働省が実態調査の集計結果についてホームページで公表しました（<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2003/03/h0326-5.html>）。

そして、その調査結果を踏まえ、政府が「基本方針」を策定するということから、神戸の冬を支える会としても、「寄せ場・野宿者運動全国懇談会」の仲間たちとともに「基本方針に盛り込むべき事項」をまとめ政府に提出したり、全国行動を行ったりしてきました。政府は、7月3日に「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針（案）」を公表し意見の募集を行いました。この基本方針案に対しての意見募集においても、「統一した意見」を提出するとともに神戸の冬を支える会としても「被災地からの意見」として、震災後行われた被災者を対象とした支援策の中から、野宿者の支援や野宿に至らないようにするための支援策に転用しうる施策、例えば、「家賃補助の制度（民間賃貸住宅家賃負担軽減事業）」や「被災地仕事開発事業」などを提案しました。特に「家賃補助の制度」について、特筆すべきと考えるのは、民間賃貸住宅居住者への家賃を補助するという、かつてない発想で行われた施策だと評価することができます。つまり、公営住宅には、失業などで所得が激減したときには、「家賃を減免する」という制度が従来からありました。それを公営住宅だけでなく民間賃貸住宅に居住する被災者にまで対象を広げたことは、新たな発想として評価するべきだと考えます。この制度と同じ発想で、失業などで所得が激減した世帯に対しては、公営住宅居住者の家賃減免の制度と同じように、民間賃貸住宅居住者に対しても家賃補助をすることが可能だし、するべきと考えています。

基本方針の策定過程で政府との交渉に何度か同席することがありました。それらの交渉などを通して強く感じたことは、まず国土交通省と厚生労働省が主管省庁となっていたにもかかわらず、その両省庁間で具体的な連携のない（連携しようとしな）無責任な状態にあることが一番にあげられます。そして、「住居」と「職」については何の具体策もなく、情報を提供するといった程度のものや民間に期待するだけのものです。国の責務と言いながらもその責任を放棄したものと云わざるを得ません。そしてその一方「地域の安全」や「公共施設の適正利用」といった項目については、必要以上に具体的で野宿者を排除しようとする姿勢を示しているように思えてなりません。

一方、基本方針の告示にともなって、厚生労働省は「生活保護の運用」に関して新たな通知を発出しました。野宿状態からの敷金支給の可能性を認めたこと（*資料参照）を活用し、野宿者が利用できるよう環境の整備についても、各自治体に要求しながらも私たち自身としても具体的に考えていく必要があります。

神戸の冬を支える会としても、兵庫県をはじめ、神戸市・尼崎市・西宮市・姫路市などの身近な自治体がどのような具体的な支援策を構築していくかについて目を離すわけにはいきません。と同時に、今回の基本方針に基づいて、全国の自治体が、全国で野宿を強いられている仲間が利用しうる支援施策を策定しようとしているのか注視しておかなければなりません。野宿者が多数生活している地域においては、少なくとも自治体としても何らかの施策を用意すると思われませんが、同じような生存権の保障が全都道府県の自治体においてなされるかどうか、たとえ、「実施計画」を策定しない自治体においても、それに代わる支援がなされるのかどうか注視しておかなければなりません。

神戸の冬を支える会が全国的な枠組みを大切にしていきたいのは、この兵庫県下においても、自治体によっては対応の違いがありすぎるからです。つまり、支援団体や当事者団体が存在していない地域や野宿者が少ない地域においても、変わりなく「野宿者の生存権保障」がなされなければならないと考えているからです。それと、神戸の冬を支える会の結成にあたっては、全国の仲間の大きな支援があったからと考えているからです。

こういった流れの中で、私たちとしてどういった支援の枠組みを構築していくのか、あるいは必要とされることにどう応えていくのか、以前より増して社会的責任が問われてきています。少なくとも神戸市内の活動では、構成する各グループの取り組みもあって、一定程度トータルな支援活動を行うことができてきてはいます。しかし、その支援活動の内容をひとつひとつ検討していくと不十分な面があることは否めません。そういった不十分さがありながらも総合的な支援の仕組みをどのように形成していくのか準備していく必要があります。生活相談の内容も、今までになかったような相談内容もあり、それらの相談に応えていくためにはその対応能力を質的にも量的にも高めていく必要があります。

9年目に入る神戸の冬を支える会の活動をどのように強化していくかについて、継続して議論してきています。そのためにも長期的な視点を持ちあわせたい活動の見直しや新たな枠組みの構築や私たち以外の専門家集団との連携なども含めて考え、NPO法人化に向けての議論を行ってきています。自治体と対等な形でどのように連携するのか、あるいは、自治体では行い難い支援の方法を考え実践していくだけの力を持っていると考えています。「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」が制定されて1年がたち、「基本方針」が告示された今、私たちを取り巻く外的な環境は、以前のものとは違った段階にきていることは否定できません。8年あまりの活動のなかで積み上げてきた経験を生かした、現在行っている活動については一定の社会的評価を得ていることにはまちがいありません。同時に社会的責任を負っていることも事実です。そういった社会的な責任を果たしながら、「社会資本」として私たちの活動を生かしていくためにも、現在の活動の方法ですでに飽和点に達しており、このようなペースで今後活動を継続していくことができるかと言えば、その答えは「否」ということになってしまいます。人材確保や活動経費の確保といった問題を解

決していく面からも考えておく必要があります。

また、「特別措置法」や「基本方針」に規定されている「民間団体との連携」についても、うがった考え方かもしれませんが、行政が「私たちとは違ったNPO」と連携する、協議することも考えられないでもありません。もちろんNPO法人化によって、私たちの理念がゆがめられたりするようなことはあってはならないと考えています。つまり、「NPO法人化」そのものが目的でないことは言うまでもなく、あくまでも今野宿を強いられている人たちや野宿になってしまうかもしれない人たちにとって、最大の利益を生み出すための手段であることを肝に銘じておかなければなりません。

新たな段階に入った今、多くの方々からのご支援に感謝しながらも、今まで以上のご支援をお願いしたいと思います。

(* 資料)

7月31日付 厚生労働省社会援護局長通知(社援発第0731007号)

保護開始時において、安定した住居のない要保護者(保護の実施機関において居宅生活ができると認められた者に限る。)が住宅の確保に際し、敷金等を必要とする場合で、限度額又はオに定める額以内の家賃又は間代を必要とする住居を確保するときは、限度額又はオに定める額に3を乗じて得た額の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認めて差し支えないこと。

[居宅生活ができると認められる場合の判断の視点]

1 面接相談時の細かなヒアリングによって得られる要保護者の生活歴、職歴、病歴、居住歴及び現在の生活状況等

2 基本的な項目

(1) 金銭管理

ア 計画的な金銭の消費ができるか

(2) 健康管理

ア 病気に対し、きちんと療養することができるのか

イ 服薬管理ができるか

ウ 規則正しい生活を送る習慣が身に付いているか

エ 栄養バランスを考慮した食事を摂ることができるか

オ 病気療養のために断酒することができるか

(3) 家事、家庭管理

ア 食事の支度ができるか

イ 部屋を掃除、整理整頓できるか

ウ 洗濯できるか

(4) 安全管理

ア 火の元の管理ができるか

イ 戸締まりができるか

(5) 身だしなみ

ア 外出時等きちんとした身なりをしているか

イ 定期的に入浴する習慣が身に付いているか

(6) 対人関係

ア 人とのコミュニケーションが図れるか

イ 人に迷惑をかける行為をすることがないか

越年越冬活動のお知らせ

今年も残すところ2ヶ月あまりとなりました。9回目の「冬の家」を行います。

お忙しいとは思いますが、ご参加、ご協力くださるようお願いいたします。

神戸 東遊園地

12月27(土) ~ 1月5日(月)

10:00 ~ 15:30

尼崎 橘公園

1月6日(火) ~ 1月12日(月・休)

10:00 ~ 14:00

8月はじめ、生活相談に40歳前半の男性（Aさん）がやってきた。市役所の前で野宿していて、同じ市役所付近で野宿している仲間からこんなところでブラブラしているなら部屋を借りて仕事を探してはどうか、「支える会」へ行って相談して来いと言われたという。Aさんの事情は次のようなものである。先月から市役所で野宿しているがそれまでは大阪のマンションに住んでいて長く喫茶店に勤めていたが98年に退職。その後はホテルやレストランの清掃の仕事などのフリーターをしていたが今年6月からは仕事がなくサラ金からの借金で暮らしていたが、返済も出来ず家賃も払えないのでマンションを出てきたという。神戸は生まれ育った地なので戻ってきたと言い、4 - 5日食事もしないでいたが野宿している人から更生援護相談所を教えてもらい宿泊、更生援護相談所のCWからまだ住宅があるのなら大阪で生活保護を申請するようにすすめられ、大阪までの交通費を支給してもらいN福祉事務所に生活保護の相談に行った。しかし、福祉事務所では「あなたのような若い人は生活保護の対象ではない。」と離職者向けの貸付を紹介され、2万円貸付を受けたが、滞納していた水光熱費を払うと1週間でなくなり神戸に戻ってきたという。交通費を支給してもらったので更生援護相談所にも戻れないし、市役所前で野宿していたということであった。

結局翌週神戸市内のドヤに入居し保護申請することになり、現在は生活保護を受給しながら求職活動をしている。

Aさんの相談からいくつかの問題点が見えてくる。

1、生活保護の要件

Aさんは神戸市で保護受給を勧められ、大阪市に戻ったが「若い」ことを理由に保護申請さえさせてもらえなかった。厚生労働省は「居住地がないことや稼働能力があることのみをもって保護の要件に欠けるものではない」（2002・8・7厚生労働省保護課長通知）と言いながら、この通知内容は全く無視されている。その結果、最終的に住居を失うことになってしまったのである。

2、求職活動ができる条件

求職活動をすすめたところで、実はこの方は強い近視でメガネなしでは仕事をすることは困難（コンタクトレンズを失っていた）で、求職活動も十分出来ない状態であった。その上、ホームレスだということ採用してくれる所などなく、食事さえままならない状態の中、求職活動をする意欲さえ失っていた。こんな状態で求職活動などせよということが無理というものである。安心して眠ることのできるプライバシーの守

られ住宅と食事が保障され、必要な所持金があってこそ求職活動は可能なのである。求人情報を提供されるだけで求職活動が出来るわけではない。

3、サラ金問題の解決

サラ金からの借入 返済を繰り返してきたが、その後借金の整理について相談があり詳細に調べたところ、過払いになっていることがわかった。(サラ金は利息制限法で定められた利率を超える違法な利息を取っており、利息制限法で計算しなおすと既に返済し過ぎになっているケースがよくある)最近借入れた業者分は債務が残っているようだが、以前から借入していたものは返還されることになった。もう少し早く専門の相談につながっていれば、家賃の滞納も含め借金問題の解決は可能であったらう。

4、施策目的の流入

Aさんが住居を失い大阪から神戸に来たのは、生まれ育ったのが神戸だからである。よく行政は自分たちだけが施策を充実させると野宿者が流入すると言うがそんなことはない。これまで相談を聞いた野宿生活者で福祉施策を目的に自ら神戸に来た人はいない。自立支援センターなど神戸とは比べて豊富な施策がある大阪に神戸から野宿者が流れるかというとなんかそんなことはない。大阪に行く人もいるが、その方は以前大阪にいたことがあるからである。逆に近隣の市や県(特に神戸市の西地域)から神戸に行けば入所できる施設があるからと市役所で交通費を支給されてやってくるケースは良く聞く。流入しているとしたら行政が意図的にしているということであり、本人の意思によるものはない。

5、相談機関の役割

Aさんは複雑な家庭事情により頼るべき家族親族は全くない。いろいろ困ったことがあっても相談を持ちかける人もいなかった。これまでも十分な情報がないまま決して最善とはいえない選択をして不安定な生活を余儀なくされてきた。生活に行き詰った時、その問題解決に公的な相談機関が役割を果たさなければならないことはいうまでもない。しかし、福祉事務所がその役割を十分果たしているとは言いがたい。福祉事務所が本来の役割を果たすように求めると共に私達NGOの相談も更にレベルアップして問題解決能力を高めていくことが必要である。

神戸の冬を支える会事務局からのお詫びとお願い

本来なら、6月に発行すべき「にゅうすれたー」でしたが、遅れに遅れてしまって申し訳ありません。こんなに私たちの方からの情報提供が不足しているにもかかわらず、多くの方々からご寄付をいただき感謝の気持ちでいっぱいです。

日常的に活動を支えてくださるボランティアが不足しています。また、活動を支えるご寄付についても厚かましいお願いとは思いますがよろしくお願いいいたします。 郵便振替口座 01140-5-75854(口座名:神戸の冬を支える会)

一斉夜まわりの報告とお礼

7月4日、第5回「一斉夜まわり」を行いました。毎年のことではありますが、梅雨の合間の取り組みにもかかわらず、今年も多くの方々の参加の下、無事に終わることができました。参加されました方々にはこの場でお礼を申し上げますとともに、今回の結果についてご報告申し上げます。

	東灘区	灘区	中央区	兵庫区	長田区	須磨区	垂水区	北区	西区	合計
男性	15	28	272	48	14	24	11	0	7	419
女性		2	7	2		3				14
性別不明			6		1				1	8
合計	15	30	285	50	15	27	11	0	8	441
神戸市が行った調査結果										
男性	12	21	184	52	14	21	8	0	3	315
女性		1	5	1		3				10
合計	12	22	189	53	14	24	8	0	3	325

昨年の一斉夜まわりの際、出会った方の数から、47名の減少となっています。しかし、少なくともこの1年間の間に、私たちの生活相談などを通して野宿生活から脱却された人数が、その前の年よりも50名あまり増加していることや神戸市の調査の結果などを踏まえて考えると、野宿者をめぐる現状は一向によくはなっていないと言えるでしょう。新たに野宿になってしまう人が依然として多く、かろうじて今のところは家を確保することができてはいるが、時間の問題と言える人たちも多いのではと考えます。野宿に至らないような仕組みも必要です。

シンポジウムのお知らせ

神戸の冬を支える会では11月29日にシンポジウムを予定しています。このシンポジウムの中では、基本方針や実施計画にともなって必要とされるであろう「炊き出し」や「夜まわり」から一歩踏み込んだ支援の方法について一緒に考えて行きたいと思います。パネラーとして、全国各地で野宿の仲間とともに活動を行っている方々を招いて各地での行政の支援策だけでなく私たちの側からの新たな取り組みの経験を報告してもらう予定になっています。「仕事づくり」や「保証人バンク」など私たちが取り組めていない課題についても興味深い報告がなされることと思います。お忙しいとは思いますが、是非参加いただきますようご案内申し上げます。

日時：11月29日(土)
15:30～19:00
場所：神戸市勤労会館
405・406号室

入場無料

プログラム：
「報告」
神戸における野宿者の現状
「パネルディスカッション」
各地の現状と取り組みの報告
今後どういった取り組みを構築していくのか

主催：神戸の冬を支える会
共催：寄せ場・野宿者運動全国懇談会

第8期 神戸の冬を支える会 会計報告
(2002年5月1日～2003年4月30日)

収入の部		支出の部	
繰越金(7期より)	5,478,869	活動費 (越年越冬・仲間の集い・個人対応他)	2,141,959
現金カンパ合計	621,410	研修費	66,300
郵便振替カンパ合計	5,538,960	会議費	4,800
その他の入金合計	52,000	通信費	704,440
預け入れ利息	270	事務費	272,999
合 計	11,691,509	備品費	164,514
		光熱費	120,000
		報告書	619,500
		雑費	174,391
		人件費	3,980,474
		他団体費	219,475
		交通費	169,630
第9期への繰越金	3,053,027	合 計	8,638,482

以上のように報告させていただきます。いつもありがとうございます。今後とも引き続きご支援いただきますようお願いいたします。(会計担当)

3月21日～10月27日までの間に次のの方々からご寄付をいただきました。本当にありがとうございました。お名前をご紹介します、お礼に代えさせていただきますと思います。

六甲カトリック教会手作りコーナー / 六甲中学・高等学校社会奉仕委員会 / コーナン・ミシェル / 淳心学院中・高等学校 / 日本基督教団兵庫教区社会部 / 村田正雄 / 横山真樹子 / 松尾義雄 / 荒井多賀子 / 星出美千子 / 大森悦子 / 大森成樹 / 森定弘次 / 芦屋三条教会野の花会 / 平野卓見 / 和歌山信愛修道院 / 出壱攷 / 田中道隆・文枝 / 西尾正二 / 井手公平 / 朝井邦子 / 河合成一 / 鎌田多美子 / 大竹律子 / ハルポーセン美智代 / 栗栖幸江 / 神戸ユニオン教会 / 向井金蔵 / 鈴木迪子 / 小西徳子 / 木村暉美 / 広部ふみ / 岡田幸 / 宮前峯子 / 重松るみ / 竹内昌代 / 鈴木良子 / 山根なみ子 / 聖クララ会修道院 / 水谷すず恵 / 菅亮介 / 神戸市民クリスマス委員会 / 浅尾美代子 / 博多 保夫 / 久保田恵美 / 岡文佳 / 添田初子 / 富永貴代子 / 道清文義 / 宝塚教会の方 / 小寺顕一 / 奥野 順子 / 神戸YWCA / 野田由美 / 山口伸子 / 古賀昭範 / 鹿嶋節子 / 杉山裕子 / 六甲カトリック教会手作りコーナー / 日本アライアンス教団神戸伝道所 / 日本基督教団芦屋浜教会婦人部 / 日本基督教団龍野教会 / 日本基督教団神戸北教会 / 大久保生子 / 筒井ベルナール / 日本基督教団甲子園教会 / 匿名 / (順不同・敬称略)